

埼玉県公安委員会規程第1号

埼玉県公安委員会委員き章規程を次のように定める。

昭和52年2月5日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会委員き章規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県公安委員会委員(以下「委員」という。)の委員き章の制式及び取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与)

第2条 委員き章は、委員に対し、埼玉県公安委員長が貸与する。

(制式等)

第3条 委員き章の制式は、別図のとおりとする。

(着装)

第4条 委員は、常に委員き章を上衣の左えりに着装するものとする。

(譲渡等の禁止)

第5条 委員は、委員き章を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(亡失又はき損した場合の措置)

第6条 委員は、委員き章を亡失し又はき損したときは、委員長に申し出て再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により再交付を受けた者は、その実費を弁償しなければならない。

(返納)

第7条 委員は、辞職、任期満了等によりその職を離れたときは、委員き章を埼玉県警察本部総務部総務課に返納しなければならない。

附 則

この規程は、昭和52年2月5日から施行する。

附 則(昭和60年3月27日公安委員会規程第3号)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月28日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

(別図省略)